

令和4年第1回（5月）臨時会

議案説明

令和4年5月20日

議案番号	件 名	ページ
議案第 3 6 号	令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 回）について	1
議案第 3 7 号	令和 4 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について	1
議案第 3 8 号	山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第 3 9 号	山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例の制定について	2
議案第 4 0 号	山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更について	2
承認第 2 号	山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について	2
承認第 3 号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	2
承認第 4 号	山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について	3

本日は、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

それでは、ただいま上程されました諸議案について御説明いたします。

議案第 36 号及び議案第 37 号は、令和 4 年度の補正予算であります。

議案第 36 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、この度議案として提出しました山陽小野田市商工センター条例の廃止及びLABVプロジェクトに関連しまして、商工センター解体経費をLABV共同事業体に負担する予算を計上することに加え、解体により公園通出張所を須恵地域交流センターに移転するための経費や須恵地域交流センターの環境整備に係る経費等を併せて計上するものであります。また、コロナ禍において、物価高騰等に直面する市民生活を支援し、地域における消費を喚起するため、商品券発行事業を実施するとともに、国の緊急経済対策としまして、低所得の子育て世帯への特別給付金を支給するための経費を計上しております。これらは速やかな予算措置が必要な案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 5 億 9,024 万 8,000 円を追加し、予算総額を 313 億 4,024 万 8,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入については、使用料及び手数料 84 万 5,000 円、国庫支出金 2 億 5,877 万 1,000 円、繰入金 3 億 2,769 万 1,000 円、市債 600 万円をそれぞれ増額し、諸収入 305 万 9,000 円を減額しております。歳出については、総務費 1 億 4,460 万 1,000 円、民生費 8,183 万 4,000 円、労働費 428 万 2,000 円、商工費 3 億 5,953 万 1,000 円をそれぞれ増額しております。

また、地方債補正として、借入限度額の変更をしております。

議案第 37 号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和 3 年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 4 年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ 10 億 6,000 万円を追加し、予算総額を 263 億 4,167 万 9,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入については、諸収入 10 億 6,000 万円を増額し、歳出については、令和 3 年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金 10 億 6,000 万円を増額しております。

議案第 38 号は、山陽小野田市地域交流センター条例の一部改正であります。

これは、LABVプロジェクトによる商工センターの解体に伴い、公園通出張所を須恵地域交流センターの団体企画室に移転することから、現在の交流室を分割し、団体企画室の代替となる会議室として整備することに伴い、使用料を改正するものであります。

議案第 39 号は、山陽小野田市商工センター条例の廃止であります。

これは、LABVプロジェクトに基づき、商工センターを解体し、その跡地にLABV共同事業体が新しい施設を整備するため、令和 4 年 6 月 30 日をもって商工センターを廃止するものであります。

議案第 40 号は、山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更についてであります。

これは、令和 4 年 6 月 30 日をもって商工センターを廃止することに伴い、商工センターの指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までに変更いたします。

承認第 2 号から承認第 4 号までは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第 2 号は、山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分及び承認第 3 号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布さ

れ、一部の規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものです。

改正の主な内容としましては、地方税法において、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の税負担を調整する措置が講じられたこと等に伴う所要の改正であります。

承認第 4 号は、山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これは、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものです。

改正の主な内容としましては、減収補填措置の適用期間が令和 4 年 3 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日まで延長になったことによる改正及び認定を受けた特定業務施設の整備期間について 2 年以内から 3 年以内に延長するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。